

平成28年度 ▶ 平成32年度

# 一関市地域福祉計画

概要版

誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり




平成28年3月

一関市



# 地域福祉とは


今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより、家族のさまざまな役割の弱体化や市民相互の地域内でのつながりが希薄化するなど、大きく変容しています。また、社会経済情勢の急激な変化により、生活不安やストレスが増大し、自殺や家庭内暴力、児童・高齢者虐待、引きこもりなどが新たな社会問題となっています。



**地域**

市民相互のつながりの希薄化

生活不安  
ストレス  
虐待  
ひきこもり など



**家庭**

- ・少子高齢化
- ・ライフスタイルの変化

このような中、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を再構築するとともに、福祉サービスに併せて、市民や福祉事業者などが相互に協力しながら、課題解決に取り組み、行政がこれを支援することによって、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めていく、という考え方や取り組みを「地域福祉」といいます。

## 地域福祉のイメージ

**市民**

※本計画で市民に含まれる者…市民、地域活動団体（例：自治会、ボランティア団体、NPO、地域協働体など）、企業など



**社会福祉協議会**

※一関市社会福祉協議会



**行政**

※一関市（教育委員会を含む）



**福祉事業者**

※本計画で福祉事業者に含まれる者…福祉サービス事業者





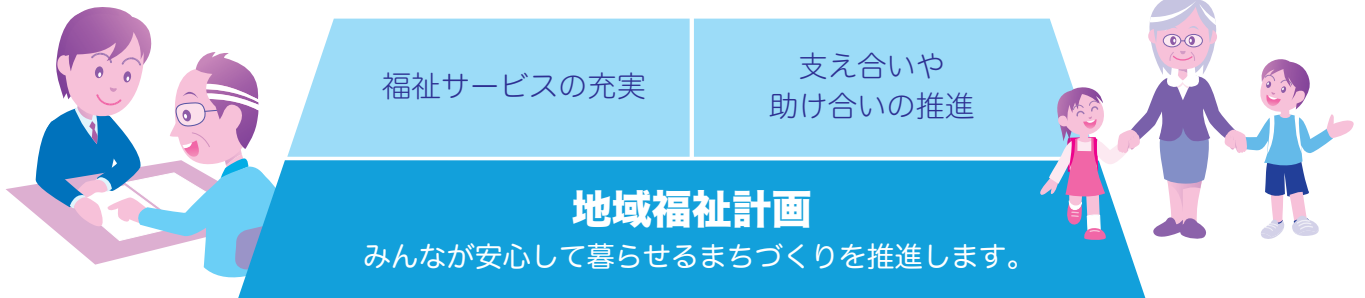
みんなが安心して暮らせるまち

地域の人すべてが社会参加し、福祉事業者や社会福祉協議会、行政が協働して、みんなが安心して暮らせるまちの実現をめざします。



## 計画策定の目的

多様化する地域福祉の課題に対応し、福祉サービスの充実と市民や福祉事業者などの積極的な参画により、協働による支え合いや助け合いを推進するための基本的方針・方向性を示すものです。

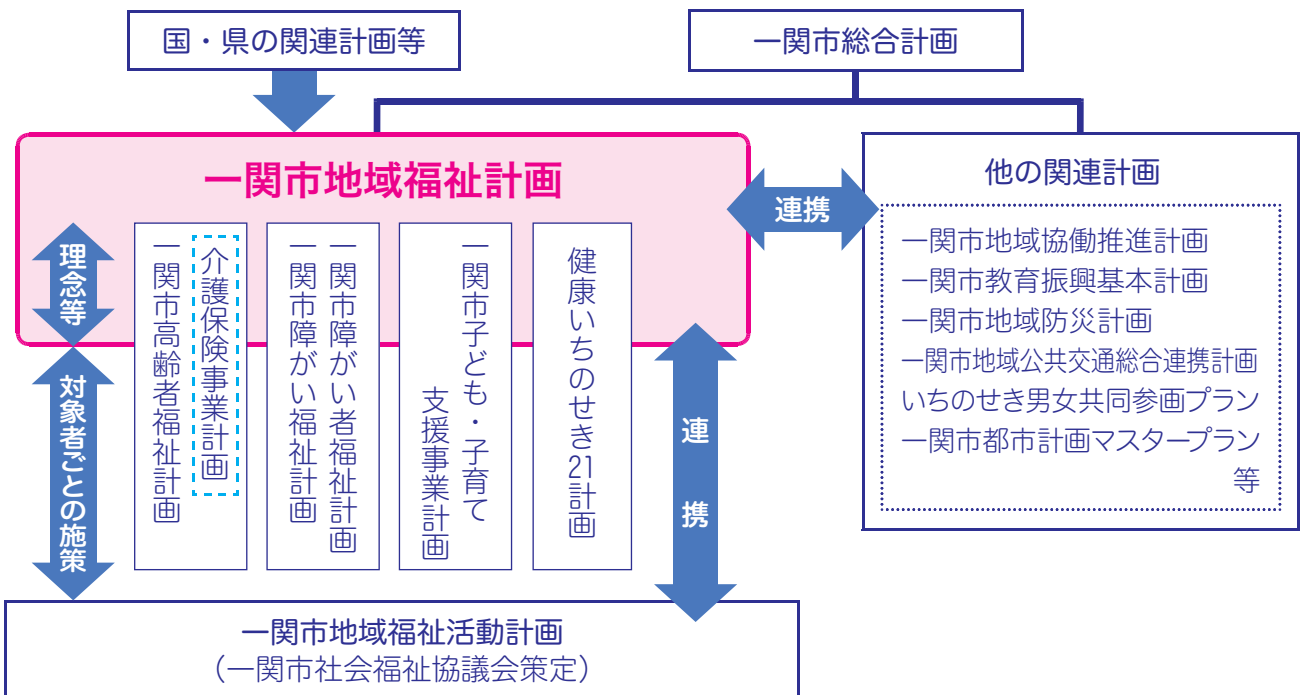


## 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

「一関市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の施策を推進するための基本計画となります。また「一関市高齢者福祉計画」など保健福祉分野の個別計画に共通する理念や考え方を明らかにし、横断的、体系的に推進するための計画です。

さらに「一関市地域協働推進計画」など他の関連計画や一関市社会福祉協議会で策定した「一関市地域福祉活動計画」と連携しながら本計画を推進します。



## 計画の期間

計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間です。



## 地域福祉を推進するための担い手とそれぞれの役割

地域福祉の推進にあたっては、市民や福祉事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うとともにお互いの協働により進めることが求められます。

### 市民

福祉サービスの利用者であることと併せ、地域福祉の担い手でもあることへの理解を深めることが大切です。

また、地域協働によるまちづくりの考え方により、市民の積極的な参画が期待されています。

### 福祉事業者

福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに対応し、良質かつ適切な福祉サービスの提供が求められています。

福祉サービスの提供にあたっては、利用者の権利を擁護し、利用者の立場に立った福祉サービスの確保に努め、地域での生活を支援することが期待されています。



### 社会福祉協議会

地域福祉を推進するため、市民や様々な団体や機関などの参加・協力のもとに組織された社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられています。

「一関市地域福祉活動計画」を推進する中で、地域福祉を担う人づくりや地域づくり・仕組みづくりの各分野で、大きな役割を担うことが期待されています。

### 行政

本計画の基本理念のもとに、市民や福祉事業者、社会福祉協議会との協働により計画を推進します。このため、地域福祉のニーズ把握に努め、福祉サービスの利用促進と体制整備を図ります。



# 基本理念と施策の体系

## 基本理念

誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり

### 基本方針

誰もが住みなれた地域で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関りなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという考え方に基づいた地域社会を実現するためには、市民相互が理解し、共に支え合っていくことが重要です。

そのために、市民一人ひとりや、自治会、ボランティア団体・NPO等の関係団体、福祉事業者、地域協働体など、多様な主体の協働により、地域福祉の担い手の育成と支え合いが実践されるとともに、多様なサービスの充実により、安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。



### 基本目標

#### 1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の推進は、地域づくりやそのための人づくりともいえます。一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、地域や人を思いやる心を育みながら、地域福祉を担う人づくりを推進します。

### 施策展開の方向性

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 共に参加する意識の向上
- (3) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進

#### 2 共に支え合う地域づくり

様々な協働の形をつくり、行動することによって、支え合いの仕組みが実践される住み良い地域づくりを推進します。

- (1) 地域福祉の担い手のネットワークづくり
- (2) 地域とつながり続ける関係づくり
- (3) 協働による身近な地域の支え合い
- (4) ボランティア・NPOの活動支援

#### 3 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

福祉サービスの充実を図り、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みづくりを推進します。

- (1) 相談体制の充実
- (2) 権利擁護の充実
- (3) 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進
- (4) 生活困窮世帯への自立支援
- (5) 災害時の避難行動要支援者の支援
- (6) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成





# 施策の展開

## 1 地域福祉を担う人づくり

### 1) 福祉教育の推進

- 様々な機会をとらえ、福祉教育を推進します。特に、保育所・幼稚園や学校で、高齢者や障がい者などとの交流機会の充実に努めます。

### 2) 共に参加する意識の向上

- それぞれが抱える課題をお互いに理解し、共に社会参加するという意識を高めます。
- 地域や社会福祉施設で行われる行事等への相互の参加や交流の機会を通じ、お互いが地域社会を担う役割を持てる関係づくりを支援します。



### 3) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進

- 生活課題の発見や課題解決などの地域づくり活動を通じ、意欲を持つ人の発掘と育成に努めます。
- 様々な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを支援します。
- 学校と地域や関係団体が結びつき、若い世代が参加しやすい交流機会の創出を支援します。

## 2 共に支え合う地域づくり

### 1) 地域福祉の担い手のネットワークづくり

- 活動内容や目的に応じて、地域福祉を推進するための担い手の交流を図り、情報及び社会資源の共有などを促進します。

### 2) 地域とつながり続ける関係づくり

- 要介護状態や障がいなどに関わりなく、地域とのつながりを保ち続けられる取り組みを支援します。
- 福祉事業者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携し、日常的な「見守り」活動を通じ、地域での孤立防止を図ります。

### 3) 協働による身近な地域の支え合い

- 地域で実践している自主的な活動を支援し、住民主体の地域づくりの取り組みを促進します。
- 多様化する福祉課題に対応するため、これまでの福祉サービスだけでなく、社会資源（サービス）の開発・提供を推進します。
- 地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。

### 4) ボランティア・NPOの活動支援

- ボランティアセンターの周知や、ボランティア養成講座の開催を通じ、あらゆる年代層がボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。
- ボランティアニーズの把握や地域課題の解決に向け、ボランティア団体や福祉活動を行うNPOの育成を支援します。
- ボランティアセンターと連携し、ボランティアニーズの把握と活動のコーディネートを促進します。



### 3 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

#### 1) 相談体制の充実

- 高齢、障がい、子育て等の各種相談窓口の連携や専門機関との連携強化を進め、情報の共有化を図り、必要な支援やサービスが提供されるよう努めます。
- 各種相談窓口の周知を図り、市民にわかりやすい情報提供に努めます。
- 市民の身近な相談者である民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくとともに、活動内容の周知を図り、支援が必要な人の情報収集に努めます。

#### 2) 権利擁護の充実

- 相談体制を強化し、身近な相談の場づくりと、関係機関団体のネットワークを最大限に活かし、福祉サービスの利用促進に努めます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護事業の仕組みを周知し、その普及・啓発に努めます。

#### 3) 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進

- 保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体の連携のもとに、住民相互の支え合いを基本とした地域全体で要援護者を支える体制づくりを推進します。
- 他職種間の連携により、各種サービスが適切に利用できるよう、総合的なケアマネジメントの実施を推進します。

#### 4) 生活困窮世帯への自立支援

- 相談窓口の周知や、民生委員・児童委員や関係機関、行政の関係部署が連携し、支援が必要な人の把握に努め、生活が困窮している世帯に対しては適切な相談機関へつなげます。
- 生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりに応じて、就労・家計相談支援など、自立に向けた支援を推進します。

#### 5) 災害時の避難行動要支援者の支援

- 災害時における避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織等と連携した防災学習や防災訓練等の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚や知識の普及に努めます。
- 災害ボランティアセンターの開設に向け、社会福祉協議会との連携を図ります。
- 福祉避難所の円滑な設置・運営ができるよう社会福祉法人等との連携強化を図ります。

#### 6) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成

- 中高生をはじめとする市民に対し、魅力ややりがいなどを啓発し、将来の社会福祉事業を担う人材の確保を推進します。
- 介護職等を目指す学生等に対し、資格取得の支援や、就労につながるきっかけづくりに取り組みます。
- 研修会等の機会を提供するなど、質の高い福祉サービスを提供できる人材の確保・育成や職員の意欲向上に向けた取り組みを推進し、人材が定着する職場環境づくりを支援します。





## 計画の周知・普及

### 広報紙、ホームページ等での周知

地域福祉を推進していく上で、計画の目指す理念や取り組みについて、市民、福祉事業者、社会福祉協議会、行政など、すべての担い手が共通の理解をもつ必要があります。このため、広報紙やホームページ等を通じて、計画内容の周知・普及を図ります。

### 懇談会等の開催

高校生をはじめとする若者や市民を対象とした懇談会等を開催し、地域福祉の考え方や計画の目指す理念や取り組みについて、周知・普及を図ります。



## 計画の推進と点検・評価

### 計画の推進

知識経験者、福祉団体、市民活動団体、公募に応じた市民などで構成する組織を設置し、定期的に意見交換を図る機会を設け、様々な分野の方々の意見を取り入れながら本計画を推進します。

### 計画の点検・評価

懇談会等での意見や各種調査などに基づき、定期的な点検、評価を行います。

一関市地域福祉計画 **概要版** (平成28年3月)

発行：一関市  
編集：保健福祉部長寿社会課  
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
TEL 0191-21-2111 (代表)